

住 安 号 外
平成 27 年 12 月 28 日

関係各位

静岡県くらし・環境部
建築住宅局建築安全推進課長

建築基準法施行令第 70 条（柱の防火被覆）の取り扱いについて

2015 年版「建築物の構造関係技術基準解説書」の P164 において、建築基準法施行令第 70 条の「一の柱」について解説が追記されました。

当該条項に規定される「一の柱」は、3 階建以上の建築物の 1 階から最上階までのすべての柱が該当となりますので、設計及び審査等の際には留意いただくようお願いいたします。

なお、静岡県内特定行政庁（静岡市、浜松市、沼津市、富士宮市、富士市及び焼津市）においても同様の取扱いとなりますので申し添えます。

担当：建築確認検査班
TEL：054-221-3075